

## 社会福祉法人すみれ福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は社会福祉法人すみれ福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬なし
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人・施設の運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 6 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第 7 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 10 日より実施する。

別表第 1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事	0

別表第 2 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000 円

(2) 監事

	日額
監事監査等への出席	10,000 円
理事会等会議への出席	6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000 円

別表第 3 (評議員の報酬)

	日額
評議員会への出席	6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000 円